平成２４年（フ）第５４５３号
東京都墨田区太平４丁目10―14―211
債務者　高橋　光男
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　淳
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４６８号
東京都八王子市上野町15―４―306
債務者　森田　幸利
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　　隆
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４８８号
神奈川県横浜市青葉区大場町930―160
債務者　久保田勝高
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星　　大介
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４９３号
東京都大田区大森南２丁目２―16
債務者　青木　一益
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　法子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５１６号
神奈川県座間市東原４丁目11―88―201
債務者　山家　　守
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺沼　貞光
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４１号
広島県三原市新倉１丁目16番20号
債務者　木谷　敬詞
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　郷平
4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３号
広島県呉市広文化町６番32号
債務者　松尾ゆかり（旧姓蒲原）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　謙治
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第４６号
広島県呉市焼山中央２丁目６番３号
債務者　トーメイピアノスタッフこと東修司こと　鄭　　修司
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５０号
広島県呉市広駅前２丁目３番28号、申立時の住所広島県呉市広白石２丁目４番15―505号
債務者　小山内　宏
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上椙　裕章
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２００７号
大阪府東大阪市長田中４丁目１番28―Ａ63号
債務者　久保　洋志
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　ふみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７号
長野県上田市上丸子261番地13
債務者　宮下百合子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　芳嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１８２号
埼玉県ふじみ野市富士見台６番12号
債務者　橋本　貴裕
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１２４号
堺市東区菩提町１丁163番地６
債務者　品川　雅司
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　靖郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台２丁目23番地２
債務者　恵良　純一
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部